

第一回 參議院農林委員會會議錄第二十六號

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 薪炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地処分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出対策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反対に関する陳情(第七十號)
- 農地委員會の経費を全額國庫負担とするに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に関する請願
- 主食需給計画の根本的改革に関する陳情(第七十四號)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第七十六號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七號)
- 農業者の農業技術者給與國庫負担とすることに関する陳情(第八十號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業経費を國庫負担とすることに関する陳情(第八十九號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第九十九號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百零五號)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第一百十五號)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九號)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 養蚕協同組合法案(内閣提出、衆議院送付)
- 農業者協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 函館管林局の管轄区域変更に関する請願(第五十四號)
- 農用人参試験場設置に関する請願(第六十六號)
- 米價改訂に関する陳情(第二百二十八號)
- 民有林野制度の確立に関する陳情(第二百三十號)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第二百三十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百三十三號)
- 開拓者資金融通に関する陳情(第二百三十八號)
- 米穀供出に対する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に関する陳情(第二百四十九號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百五十號)
- 運配主食の價格に関する陳情(第二百五十二號)
- 岩手縣下の三農業用水改良事業を國營とすることに関する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに関する請願(第九十五號)
- 北海道でん菜糖業の保護政策確立に関する請願(第二百二號)
- 新炭の價格に関する陳情(第六百六十二號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六百六十三號)
- 食料品配給公團法に関する陳情(第七百七十六號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第八十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第九十二號)
- 市営競馬の施行に関する陳情(第二百二號)
- 北海道開拓事業に関する陳情(第二百七號)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百十三號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十號)
- 未墾地の開拓事業に関する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漕用水路に関する請願(第二百二十一號)
- 藤山演習地の返還並びに開拓計画變更に関する請願(第二百三十五號)
- 食糧配給確保に関する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興対策に関する陳情(第二百二十七號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十八號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に関する陳情(第二百三十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百三十三號)
- 旧軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに関する請願(第八十三號)
- 十勝馬育成所用地開放に関する請願(第八十五號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百六十七號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百七十一號)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十號)
- 勤労大家の食糧危機突破対策に関する陳情(第二百八十二號)
- 日本競馬會に関する陳情(第二百八十八號)

いたしたのでありますが、御承知のよう
にこの問題は昨日の自由討議のよう
に非常に関心を持たれておる問題であ
り、特に輸送の問題が中心になつて、
相当各方面から憂慮されておるのであ
ります。前回は政府当局から伺いま
したその後の状況について一應林野局
の林政部長から報告を承りまして、そ
れから討論採決に入りたい。こういう
ふうを考えておりますので、その辺も
御了承を願いたいと存じます。最初に
林政部長からその後の薪炭の状況につ
いて説明を伺うことにいたします。

○政府委員(安孫子藤吉君) この前御
報告申し上げましたその後の経過を概要

申上げたものと存じます。いろ／＼根
本的な統制の問題につきましては問題
があるのですが、差当り緊急
施策といしましては、御承知のよう
に輸送面と資金面の問題が最も重要な
観点に立つております。それで資金の
関係は、特別会計法案の御審議を願
いまして、これが御審議を経ますなら
ば、直ぐに廻轉ができますように各
方面に手配をしてゐる次第でございま
す。輸送の関係は大体かような状況
になつております。全国的に問題はあ
るのでありますが、特に京濱地区の問
題が最も緊急の状態にありますので、
京濱地帯について申し上げますと、岩手
縣にごさいます薪炭の輸送のために、
十一月から薪炭専用の臨貨を一本四十
四輦で新設することに大体話がついて
おります。尚目下岩手方面から亞炭と
混合で五十輦の臨貨が入つておりま
す。これが二十五輦木炭に引当てられ
ておりますので、その他にこの臨貨が
一本増設されることになると思いま
す。それから福島縣下から京濱地帯向

の薪炭専用車三十輦ございしますが、こ
れも現在動いておりますが、当初の話
は大体十輦一杯ということでありまし
たが、その後の折衝によりまして、そ
れを今後も継続してやるということにな
つております。北海道炭の問題は、
釧路港に十一月に約三千八百トン、十
二月に四千五百トン集積できまするよう
に、道内の配車措置を講ずるというこ
とで折衝いたしております。福島縣の
浜通りの在荷薪炭の輸送のために、十
一月には六百トン、十二月に八百トン
程度、又青森縣下の東北線沿線に在荷
薪炭の輸送のために、十一月に千四百トン
十二月に千五百トン、薪炭輸送配車を
実施するということに只今折衝中であ
ります。秋田の船川港、土崎港は十
一月に一千トン、十二月に一千トン程
度の木炭集積のできまするよう、縣
内の配車措置を講ずることを只今交渉
いたしております。また次第であります。
尚又、山形、茨城、栃木、群馬、山梨
各縣下の薪炭は、優先薪炭輸送の配車
を折衝いたしておりますのであります。只
今申上げましたような各種の輸送関係
の折衝が、今後尚努力は要します
ので、近い中に結論を得まして、ほぼ
この程度の配車を確保いたしたいと存
じております。これが完全に実行いた
されますると、京濱地帯の配給状況が
どうなるかといふ結論を申し上げますと
東京におきましては木炭が、細かい数
字であります。約一俵といふこと
で計算になります。約一俵といふこと
になります。神奈川が同様に一俵でござ
います。埼玉が多少減りまして、一
戸当り〇・八三俵、かような状況にな
る見通しでありますので、最低この辺

を確保いたしますために、只今申上げ
ました輸送計画を各方面から強力に実
施して貰いたい、かように存じており
ます。その後の状況は以上の通りであ
ります。

○委員(橋見義男君) 何か只今の御
説明に關連して御質問がありましたら
どうぞ。

○寺尾博君 只今の東京が〇・九八俵
というのは、期間は……。

○政府委員(安孫子藤吉君) この年末
まででございます。

○平沼彌太郎君 その後の情勢は分り
ませんか。來年の三月くらいまでの最
も需要期に對してどのくらい入るかとい
う予想はつきませんか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 只今申上
げました貨車繰りの関係は一方に相当
只今のところの在荷がございしますので、
勿論これを実行いたしますに於いても
奥地からの搬出しが相当問題になるの
であります。先ず問題は比較的輸送
の方に重点が年内は置かれると思いま
すが、その後の問題は奥地から順頭ま
での搬出の影響にかかると思ひます。
これは相當經費を伴う問題がございま
す。この特別会計法の改正が御承認を
得ました後におきまして、具体的に十
分進めて参りたいと、かように存じて
おります。

の点について文句が出ると思ひますの
で、奥地からの搬出しといふことが平
行的に行われなければならないと思ひま
す。

○山崎恒君 今政府委員の御意見では
今回出された特別会計法が通過すれば
奥地からの小運送の問題も解決するとい
うような御意見であつたのでありま
すが、少くとも木炭の需給関係は特に
三月末までの期間が非常に必需期間の
時期にあるのであります。殊に奥地
から持ち出す、搬出する小運搬の輸送
力というものは、大体において木炭の
産地は積雪地方が多いように考えられ
るのであります。それが特にそうし
た積雪の、降雪の時期に際して満足に
計画通りに小運搬ができるかどうか。
かような問題を、單にこれは特別会計
の問題でなくして、私は非常にそうし
た悪条件に入るところの最も搬出に困
難な時期にあると思ふのであります。
が、そうした見通しについて今一つお
伺ひいたしたいと思ふのであります。

明確なことを申し上げ兼ねますけれども、
何かしらの方法で奥地より奥への小運
送について特別の措置を講じなければ
ならぬということに折衝いたしておる
最中でございます。仮りに特別会計法
でこれを考えるというふうなことになる
すれば、現状の特別会計におきま
しては、非常に資金が詰つておりまし
て、代金の支拂いにも困難を來たして
おるような状況であります。この限度
等が確定されれば、或る程度考え
る余地が出て来るのじやないか、かよ
うに考えております。

○山崎恒君 只今の御答弁の特別会計
が通過いたしますれば、特別の運賃等
の考慮によつて方法を講ぜられるとい
うふうなことでありますれば、そうな
りますと、政府の企圖するところの計
画通りの燃料に対する見通しは、確實
に搬出ができるかどうかという点をお
聴きいたしたいのであります。

○政府委員(安孫子藤吉君) 大体計画
通りの搬出ができるのではなからうか
かように考えております。

○委員(橋見義男君) ちよつと伺
います。輸送の点で、北海道釧路の集結
の配車計画は、これは大体ついておる
のかどうか、それから福島、青森、秋
田の配車計画について折衝中というお
話でしたが、それは大体見通しとして
は可能であるか、又いつ頃からできる
のか、その点をちよつと伺ひいたし
ます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 釧路港の
問題は結論には到達していません。
併し相当可能性はあると、かように存
じております。それから福島縣下、そ
の他の輸送の問題であります。これ
は最終的には結論はまだ到達してあり

ません。大体本日から月変りになつたのでありますが、緊急にこれの結論をつけまして実行したい、かように考えまして今打合せをいたしておる最中でありました。

○岡村文四郎君 新炭需給調節特別会計法の案を早く決めないで、お困りだるうと心配いたしておりましたが、部長さんのお話を承つて誠に寒心に堪えないので、今お話になつた程度では輸送が円滑に行つても誠に少い、東京都の数字でも、神奈川縣の数字でも、この数字でさへ何だか完全に來るやうな恰好にないのですが、何か思い切つた手段で食糧同様御心配頂く方法がないでしょうか、もう少し強い手を打つて頂きたいのですが、予算の關係があつて無茶なことはできませんが、水害等の事故もよく分りますが、どうも部長さんが一人で御心配になつておるようではいかんので、食糧と同様政府の方でも相当心配して貰わんと、この非常に少ない数字では私は恐らく困難じやないか、こう思うのですが、何か仕方がないからこうやるのだという肚が若しおありですか。今年のどこそこをどうするかという程度であつたのでは、私は実にこの数字の十一、十二の数字も非常に少いと思ひますのですが、それに対するこういう格段の手を打つても構はないという御意思がありますか。

○政府委員(安孫子廉吉君) 只今の御意見御尤もでございます、私共も何かしらもう少し大きな手を打ちたいとかように実はあせつておるわけでございます。各方面ともそうした点に御相談申上げておる次第であります。何分の御援助を得たいと思ひます。

○寺尾信君 御質問に対しての御答弁についてでありますけれども、今部長のお話では配給という方面に重点を置いておられるようですが、生産という点にはまだ、只今のお話で伺つておられないのですが、生産価格と消費価格の開きがいかに生産を阻害しておるかは、たび／＼話も出てよくお分りのことと思ひます。なまじつ少くも分りの縮めても開きがある以上、生産者は何らかの莫大な氣持を持つて、生産に十分力がはいらないというところは、十分御承知だと思ひます。でありますから生活必需品として、米も炭も同じ現在において價值があるものとしますれば、少くとも生産価格と消費価格と同じにするようにまで踏み込んで頂きたい。只今も特別会計を以て処理するといふやうな方法を常時的につつ込んで貰つて、その差をなくする、木炭を統制なすつたのは生産価格と消費価格と同じであつたということで、その当時は大変よかつたようであります、只今まではよく調べておるのですが、こゝやつて調べておる者ではつきりしない、山元におる者は当然炭に思つてゐることは考えられる。生産が殖えれば従つて輸送方面においても段々導くことができるのであります、夏からこの冬は木炭が足りなくなつて大きな問題が起るぞというお話があります、現在の、現在特別会計を出してというところは少し手遅れじやないか、せつかく特別会計を出しになるならば、安心して出せるやうな形に、今までの御質問に対して敷衍するわけでありませんが、是非ともお願いしたい。

○政府委員(安孫子廉吉君) 私ども價格の問題については、全く御同様の意見でございます、そうした方向にいつてできるだけ努力して参りたい、かように考えます。

○山崎恒君 今一つ只今生産者に対する問題が出たのであります、非常な生産価格と配給価格との中のあるのは政府の輸送費の総合運用によつて、相当地があるやうであります、政府が直ちにこれが改訂ができない場合においては、生産者に対するところの、いわゆる必需品であるところの地下足袋とか、勿論作業衣、そうした速急に必要となるところの生産資材を、より多く配給の計画があるかどうか。

それから第二は先ほど質問した中の輸送の問題であります、現在輸送の問題は日通關係が殆ど一手に引受けおるのであります、現在独占企業的なものはすべて廃止されておるやうなことで、輸送關係にも強制的な運送方法を講ずるか、計画があるかどうか、こゝういふ点も着眼いたしまして、輸送の問題も相當に解決し得るじやないか、こゝうかと、かように感ずるのであります。同時に政府が企圖しておるところの綜合燃料対策について、十月から三月までの期間におけるところの九俵配給というものの可能性があるかどうか、この三つの点について御質問いたして置きたいと思ひますのであります。

○政府委員(安孫子廉吉君) 最初の見返り物資の問題でございますが、十分とは申せませんが、或る程度の数量を安本が中心になりまして關係方面と話を付けております。それから輸送の問題であります、これは私からお答え申上げるのはどうかと存じます、只今のようなお話は私共も始終聞くのであります、この点は問題といたしまして、輸送當局に私共も呈示いたしておる次第であります。それから九俵配給の問題でございますが、これは結論から申しますと、相當困難であると思ひます、この計画数量が完遂できますかどうか、私共今後の努力によるのであります、又各方面からの絶大な御援助を頂かなければ到底完遂し得ない状況にある、かように存する次第であります。非常に九俵を完遂するといふことはなかなか困難なる問題も沢山あるといふことを申上げて置きたいと思ひます。

○委員(梶見義男君) 大体済んだやうでありますから、一つ／＼決めて行きたいと思ひます。

新炭需給調節特別会計法を改正する法律案を議題にしまして、これから討論に入りたいと思ひます。別に御発言ございませぬければ、直ちに採決に入ることになります、原案通り可決することに御賛成の方の起立をお願いします。

(議員起立)

○委員(梶見義男君) 全員賛成です、それから可決いたしましたものとします。

次に農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き継いだ場合の措置に關する法律案、これと重要肥料業統制法等を廃止する法律案、これを一括いたしますが、先程申し上げましたやうに、開發營團の關係についてペンディングになつておりました事項について、開拓局長から御報告を頂くことにいたします。

○政府委員(伊藤佐君) 御説明申上げます。先般こちらでペンディングになりました問題、開發營團の閉鎖に伴ひまして政府が買入れます開發營團の財産等についての予算的措置についてでございます、この点は先般來各方面と交渉いたしておりました、最近確定を見るに至りましたわけ、内容を御説明申上げますが、政府が開發營團から買入れます金額は一億五千万円でございます。その主なる内容といたしましては、造成の農地、それから諸機械、器具類、土地、建物等でございます。予算的措置といたしましては、今期の議會に九千九百九十九万円は、營團が現在所有しております造成農地の代金でございます、この分は農地証券で營團に支拂ひます。それ以外の五千万円は現金で支拂ひわけでありまして、残りの五千万円は來年度の議會に提出をする予定でございます。大体これらの措置によりまして營團、閉鎖されました營團の生産地並びに十月一日以前に行ないました事業の後始末につきましては、支障なく行く見込でございます。尚それ以外に營團といたしましては現在、大体九月末現在で、一部推定が入つておりますが、資産負債共に五億二千万円ばかりでございます、その中政府が買上げます、政府から代金を支拂ひます分が一億五千万円、それ以外のものは逐次手持のものを整理いたすことによつて清算ができる見込みでございます。

○委員(梶見義男君) 何か御質問ございませぬか……。

○岡村文四郎君 ちよつとお尋ねいたしますが、開發營團のやつておりました事業は、こゝせざるを得なくなつて

政府が引受けて行なうのでありますが、そこでそれ以外の開業事業を行なうておるものが派山あるわけでありまして、ただ個人が勝手に会社を作つてやつておるといふのもありますし、國の要請でもありますが、先ず勤めによつて事業を行なうておるものもあるやうであります。前年度の予算でやつておつて、その後非常にあつた経費が暴騰して、大体追加予算で買つても足りなかつた仕事、追加予算が要求の通り來なくて、どうにもならんことになつておるといふ話ですが、その方面如何になつておりますか。當國ばかりは何も支障なく行つたが、その外の会社でも開業或いは開拓をすれば國の方針には關つておるんだが、それらは損害を蒙つてもよろしい。當國だけが損害を蒙らんといふことは、非常に不公平になるんじゃないかと思ふのですが、その点でございましておつたのか、お聴きしようと思つておつたのですが、どういふふうになつておるか。どういふお考えで追加予算で掛つた経費だけはお支拂いになるつもりなのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(伊藤佐君) 只今の岡村さんのお話は、これは當國のみならず各方面にそういう事情があると私共承知いたしております。それで現実に仕事をいたしまして金がかつたという部分につきましては、今後何らかの方策によりましてそれは支拂うようにいたしたい、かように考へております。ただいろいろ内容につきましては、相當検討を加えてやらなくちゃいかん、かように考へております。

○委員(橋見義男君) 外に御質疑ございませうければ、これから本法律案

を議題にいたしましたので、討論に入りたいと思ひます。別に御発言ございませうければ、直ちに採決いたしたいと思ひます。本案を原案通り可決すること、御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔議員起立〕

○委員長(橋見義男君) 全員起立です。可決いたします。

次に重要肥料業統制法等を廃止する法律案を議題に供します。これもすでに質疑が終了いたしましたので、討論採決だけが残つておるのであります。これから討論に入りたいと思ひます。御発言もございませうければ直ちに採決に入りたいと思ひます。

○農務省農務局長 現在の肥料の配給状況を考へて見ますと、肥料は現場に過ぎながら、町村役場の手続が遅れたために農家に配給がでないといふやうな状態になつておるのであります。これは配給に關する通帳その他に記帳するために、町村役場には人員の増加をせしめて現在の者でやらせておるところの結果、こういうふうな事務が滞滞して今日に至つておるのじやないかと思ふのであります。それで今後において政府はこういうふうな事務をとるのについては、市町村に對して或る一つの経費を計上して仕事を促進させる意思があるか、どうであるか。若しそういうふうなことがなかつたならば、肥料配給公團の今度の肥料配給は失敗に帰するのじやなからうかと考へるのであります。これに對する御方針を承りたいのであります。又聞くところによると、縣の職員に對しては過去において取つておつたところの俸給の八五〇だけを支拂つて、そ

の他の支拂をしていないといふやうな状況であるのであります。現在のやうに生活に困つておる際に、今まで貰つておつたところの俸給の八五〇くらい支拂つてそれでよいのであるかどうであるか、これは公團に尋ねなくちゃできないのか分りませうけれど、こういうふうな事実があるとしたならば、政府は公團に對して何とかの処置を取られる意思があるかどうか、お伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(山本利作君) 市町村におきまして肥料配給をいたします仕事は、肥料に限らずいろいろ農林省關係だけでなしに商工省にもあるわけでありまして、それらの方面からそれぞれ相當の費用を交付しなければ實際は無理であります。只今御指摘になりましたやうな事態が生じておるのであります。肥料につきましても、これは決つた話ではありませうけれども、少なくとも事務員を置ける程度の事務費を交付したいといふ考へでおるのであります。本来の割当といふ事務は、農業生産調整法に伴うところの農業調整委員會の方の職員でやるわけでありまして、それだけでは無論事務的なことも足りませうので、そういう費用を考へております。これは強ひて肥料のみならず、市町村には相當のやう一括して取つておられますところの例の物資調整費の中から出す必要があるといふやうに考へております。それから俸給入五五〇より拂つていないといふのはこれは公團の職員の關係でありますか。

○農務省農務局長 そうです。

○政府委員(山本利作君) それは初めて伺ひますのでありますが、よく調

査をいたしましたので、そういうことがあります。早急直すやうな手を配を講じたいと思ひます。

○委員(橋見義男君) それではこれから採決に移ります。重要肥料業統制法等を廃止する法律案について、原案通り可決することに御異議のない方は起立をお願いします。

〔議員起立〕

○委員長(橋見義男君) 全員起立であります。可決確定いたしました。それでは先程申上げましたやうに、協同組合法外一件の討論採決につきましては四日の午後一時から開きたいと思ひますから、さうに御了承をお願いいたします。

それから只今御賛成を得ました三つの法律案につきましては、先例によりまして委員長の本會議における口頭報告については、大体今までの委員會の経過並びに討論採決の結果等、これらの法案は何れも簡單でありますから、極く簡単に報告いたしたいと思ひますが、それについては御異議ございませうか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(橋見義男君) それではさうにいたしましたと思ひます。それから後程多數意見者の御署名を願うことにいたしましたのでお手許へ廻しますから、どうか御署名をお願いしたいと思います。

〔多數意見者署名〕

○高橋啓君 農業協同組合法案に關する陳情書、請願書が非常に派山來ておりますから、その処置とこの問題に關する取扱ひ等をどういたしますか。

○委員(橋見義男君) これはどちらか一方決まして採決しようと思つておられます。例の例えは薪炭の問題なん

かは、衆議院の方では法案の問題にせずに、請願の問題にして、請願も取上げんといふことになつて、その結果法案は修正しない、こういうことになつたのであります。今までも尋ねの点もそういう問題に關連しておる問題であると思ひますが、これは結局今までも請願の方は全然余裕もなく、法案だけに入つておりますが、法案の点でこの問題も併せて解決すれば、請願を取扱う場合に、ちやうど衆議院と逆の行き方になります。そういう取扱ひにしたらどうかといふふうと思つておられます。

○山崎恒君 これは別ですが、災害法案が本年度からこれを施行するといふふうになれば、今少し委員會の審議を早めたらどうか、こう思ふのであります。それから今一つは農林委員會の全般の方に一つお諮り願ひたいのですが、今度の五十四億の予算の中、十四億は六・三割に割愛されるという、災害費の助成といふものは全然なくなるといふやうな問題が只今起つておるやうなわけでありまして、この問題を一つ我々農林委員會としては大きく取上げて頂きたい、こう思ふのであります。

○委員長(橋見義男君) 今の点は災害補償法案ですか、これはこの前に研究會のときに、研究會の形で以て相當まあ突き進んで御審議を願つたのであります。大体基礎的のことについては御了承を得ておると思ふのであります。最近法案が出て参りまして、今衆議院に先議としてかかつておりますが、四日の協同組合の問題が済みますと、五日から直ちにこの問題に本格的に入つて集中してやりたい、こういうふう

に思つております。それから今の災害の問題については、関係の議員の方々と協同して政府に當つておられるようでありますが、委員会としてもこの問題は、勿論六・三制の問題と災害の問題は何れも重要な問題で、その点についての処置については、政府自体も非常に苦慮されておられるのであります。が、委員会としても災害の問題について協同して一つ大きく取上げて行きたい、こういうふうな思つて研究しておりますから御了承願ひしたいと思います。

それでは本日はこれで散会いたします。午前十一時五十九分散会
出席者は左の通り。
委員長 楠見 義男君
理事 高橋 啓君
委員 羽生 三七君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 龜七君
平沼彌太郎君
木村三郎君
小杉 繁安君
石川 準吉君
岡村文四郎君
河井 彌八君
寺尾 博君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君
廣瀬與兵衛君

政府委員
農林事務官(農政局長) 山添 利作君

農林事務官(開拓局長) 伊藤 佐君
農林事務官(林野局林政部長) 安孫子藤吉君

十月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、植林用苗木無償配付に関する請願(第四百一十号)
- 一、適地開拓に関する請願(第四百一十号)
- 一、北海道農業試験場復興助成に関する請願(第四百一十号)
- 一、農産物加工振興促進に関する請願(第四百一十号)
- 一、ビール麦栽培奨励に関する請願(第四百一十号)
- 一、農業協同組合法の制定その他に関する請願(第四百一十号)
- 一、薪炭生産者價格等に関する請願(第四百一十号)
- 一、鹿兒島縣掛箱郡内かん害救済に関する請願(第四百一十号)
- 一、農業協同組合法の制定その他に関する請願(第四百一十号)
- 一、農地委員会費國庫補助増額に関する請願(第四百一十号)
- 一、農業協同組合法案に関する請願(第四百一十号)
- 一、水害林業対策に関する請願(第四百一十号)

今次の開東一円を襲つた豪雨に伴う大水害は瞬時にして出水氾濫を見たのである。これは戦時中より無計画なる山林濫伐によるものであつて植林の完備を期さなければ防ぎ得ないので治山治水のため根本的の國庫負担による植林用苗木の無償配付の措置を講ぜられたいとの請願。

(請第四百一十号) 昭和二十二年十月十四日受理
紹介議員 板谷 順助君
請願者 茨城縣議會議長 菊田七平

今次災害を誘発した有力な原因の一は山林濫伐の結果であつて、無計画なる開拓事業の推進は、まことに憂慮に堪えないところであるから、開拓事業の進行に當つては治山治水の見地より適地開拓に特段の留意を拂われたいとの請願。

(請第四百一十号) 昭和二十二年十月十五日受理
紹介議員 板谷 順助君
請願者 札幌市北四條西一北海道農業協同組合長 岡村文四郎外七名

北海道具業試験場畜産部は、創設以來七十余年、最近本邦に於ける地位を占めることとなつたが、客年五月接収され、地方財政上これが建設復旧が停止してゐるから、速かに國庫支弁移轉復興を実現されたいとの請願。

愛媛縣農産物加工振興促進に関する請願
請願者 西條市長、高橋初次郎外六名
紹介議員 中平常太郎君
愛媛縣農産物加工振興促進は、面積六七八町歩の耕地を造成し、一五、〇〇〇石を新たに收穫するの外、背後の湯田の排水によつて二毛田又は改良田となし、新たに米二、三〇〇石、麦九、二八〇石の増收を期し得るのみでなく、自然副産物として西條及び壬生川の両港並びに楠河、垣生、長津等の舟たまりの改修が完成され、食糧問題その他地方の発展に寄與する所が少なくないと思はれる。しかも本事業は成功の歴史を持つており、先きに議會においても採択されてゐるので、是非明年度より國庫を以て実施されたいとの請願。

あるから、一般農業協同組合に抱かつてあるものでは、養蚕家自身の意志表示も権利の伸張も出来ない状態であるから、農業協同組合法の制定は希望するが、これに養蚕業を抱かつしないうにとの陳情。

(陳第四百八十三号) 昭和二十二年十月六日受理
薪炭生産者價格等に関する請願
新炭増産上必要なる物資の入手並びに輸送上政府の措置に不十分な点があり又生産者價格と消費者價格の幅があまりに大きく生産者の手取りが抑圧され生産意欲が減殺されてゐるから、少くとも政府拂下價格をもつて生産者價格とし、その他加配米、薪炭規格検査等につき考慮願ひたいとの陳情。

(陳第四百八十六号) 昭和二十二年十月六日受理
鹿兒島縣掛箱郡内かん害救済に関する請願
鹿兒島縣掛箱郡指箱町長 吉清敬勝外四名
鹿兒島縣掛箱郡五ヶ町村は昭和九年以來の大かんばつで陸稻は枯死し、粟は大半芽せず、甘藷も亦瀕死の状態にある。併せて一昨年の颱風で各農家共殆んど全剩食糧を有しないから郡内十一万の農民は死活の重大問題に直面してゐる。よつて一、多季麦作の増産、二、不足食糧の供給、三、各種救済物資の放出、四、公課の減免、五、陸稻の災害保險編入等これ等救済対策を一、刻も早く樹立せられたいとの陳情。

(陳第四百九十一号) 昭和二十二年十月七日受理
大分縣養蚕技術員組合長 二宮倉雄
養蚕業は一般農業と異なる特殊産業であるから、

農業保險制度の拡充強化に関する陳情
岩手縣農業保險組合連合会長 佐々木正耕

内地農業は、地理的、自然的條件からしても災害を免がれることは不可能であるから、被災農家をして次期生産に支障なからしめんがために、農業補償法案を速かに制定して本年度の水稲被害より実施すると共に農業共済団体事務費を全額國庫負担とすること、農業災害に対する助成金等は農業共済團體を通じ交付すること等につき考慮願いたいとの陳情。

(陳第四百九十九号) 昭和二十二年十月八日受理

農地委員會費國庫補助増額に関する陳情

岩手縣農地委員會連合会長 國分謙吉

農地制度の改革は、縣市町村農地委員會の自治的活動にまたねばならないがこれに要する費用を負担する縣市町村の財政は六・三制の実施、戦災復旧職員の待遇改善等に要する経費の増大のため右委員會経費の増加計上を許さない現状であり又待遇の關係から縣市町村の専任書記の退職者繰出して短期間にすい行しようとする農地改革を困難ならしめているから、縣市町村農地町委員會に対する國庫補助を増額されたいとの陳情。

(陳第五百一十号) 昭和二十二年十月八日受理

農業協同組合法案に関する陳情

兵庫縣氷上郡竹田村長 西山謙三外二十四名(外十件)

この陳情の趣旨は、陳第三百四十二号と同じである。

(陳第五百一十一号) 昭和二十二年十月十日受理

水害林策対策に関する陳情

前橋市北曲輪町二六番地 群馬縣林業会長

今回の関東地方に襲來した風水害の根源をなす、利根川、渡良瀬川、上流地帯を擁する群馬縣として、過去の治山、治水の施策をつぶさに検討して、今回の悲惨な災害に対する應急、恒久対策を陳情書記載のように樹立せられたいとの陳情。

昭和二十三年二月二十日印刷

昭和二十三年二月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局